

令和 3 年第 12 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 3 年 12 月 27 日（月）

午後 1 時 37 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

## 第12回座間市農業委員会定例総会議事録

令和3年12月27日、第12回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之  | 7 大木 秀春  |
| 2 吉川 充   | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚   | 9 井上 俊春  |
| 4 鈴木 寛幸  | 10 小泉 聡  |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝  | 12 大矢 義孝 |

### 会議を欠席した委員

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |    |    |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長   | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事   | 増島 | 亨  |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第23号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第24号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第56号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第57号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第58号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第59号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第60号 農用地利用集積計画について（令和3年末更新分）

その他

午後 1 時37分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和3年第12回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4番鈴木寛幸委員、11番草薙初夫委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和3年11月29日（月）から令和3年12月26日（日）までの概要でございます。

先月、11月29日（月）、この場所におきまして、令和3年第11回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、2件、4筆の農地転用届出、農地法第5条、8件、11筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、4件、7筆、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件、8筆、農地改良工事指導要綱の改正についての合計6議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

12月17日（金）には横浜市内で開催された農業者年金実務研修会に事務局職員が出席しております。

12月21日（火）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計4件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第23号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第24号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第23号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年12月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

日程第4、報告第24号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年12月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

それでは、最終ページの総括表をご覧いただきたいと思います。

法第4条届出でございます。畑が6筆、地積が1,190㎡、筆数合計が6筆、地積合計が1,190㎡、届出は3件でございます。

次に、法第5条届出でございます。田が2筆、地積が823㎡、畑が3筆、地積が424㎡、合計は5筆でございます。地積合計は1,247㎡、届出は4件となっております。

なお、その上段の法第3条許可申請につきましては、記載のとおりになっております。

以上で報告を終了いたします。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第56号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第56号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和3年12月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧くださいと思います。

譲渡人でございますが、座間市相模が丘二丁目 [ ] にお住まいの [ ] さん。譲受人が、座間市座間1丁目 [ ] にお住まいの [ ] さんでございます。

土地につきましては、座間2丁目 [ ]、地目、田、地積、462㎡でございます。

理由につきましては、贈与でございます。

案内図につきましては、資料の4ページをご覧くださいと思います。

旧鳩川プールの南側に位置する市街化調整区域の田でございます。

譲受人の [ ] さんですが、市内で精力的に農業を営む方で、現在、約7,000㎡を耕作しております。

譲渡人の [ ] さんにつきましては、 [ ] さんのお姉様でいらっしやいまして、ふだんから管理は [ ] さんが行っており、贈与によって所有権を移転するものでございます。

[ ] さんが所有する機械につきましては、トラクター、田植機等、一通りをお持ちになっておりまして農業経営をされております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、議案第56号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長

農地部会で現地を見てまいりました。農地はきれいに耕運されて、草が生えていないような状態だったので承認いたします。

以上です。

議長

議案第56号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員

[ ] さんですが、1年を通して農業に従事しておられますし、きれいに田畑も耕作

されております。特に問題ないと思います。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑  
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第56号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第56号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び日程第7、議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、日程第8、議案第59号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、以上の3議案は一括議題とさせていただきたいと思っております。なお、採決については個別に行います。  
それでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第57号、それから、日程第7、議案第58号、日程第8、議案第59号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年12月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は5ページ、6ページ、7ページをお開きください。

申請人でございますが、座間市新田宿 [ ] にお住まいの [ ] さん。それから、座間市新田宿 [ ] にお住まいの [ ] と、座間市新田宿 [ ] にお住まいの [ ] さんの3名でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年5月22日から令和3年12月27日まで。

特例適用農地につきましては、番号1、新田宿字中島 [ ]、地目、田、地積、704㎡。番号2、新田宿字中島 [ ]、地目、田、地積、627㎡。番号3、新田宿字

中島■■■■、地目、田、地積、165㎡。番号4、新田宿字中島■■■■、地目、田、地積、429㎡。番号5、新田宿字中島■■■■、地目、畑、地積、502㎡。番号6、新田宿字向新田■■■■、地目、畑、地積、417㎡。番号7、新田宿字向新田■■■■、地目、畑、地積、185㎡の、合計7筆、地積、3,029㎡でございます。

案内図につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

新田宿にあります新田宿公民館の西側に位置する市街化調整区域の田、4筆、それから、地方主要道藤沢座間厚木線の南側位置する調整区域の畑、2筆、それから、第二座間苑の北側に位置する畑、1筆の合計7筆、3,029㎡でございます。

■■■■さんでございますが、平成30年9月に、父、■■■■さんがお亡くなりになり、娘である、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんが当該農地を共有で相続し、農業を継続するため納税猶予を受け、今回が初めての引き続きの証明でございます。

お三方は、父、■■■■さんが亡くなられる前から農業に従事され、農地も適正に管理されております。

農機具等につきましては、トラクター、田植機、バインダー等を所有し、意欲的に農業をされている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議案第59号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 田に関しては、よく耕作しておりまして、稲を刈り取った跡がきれいになっておりました。

畑につきましては、トラクターで耕運した跡がありまして、草も出ていないようにきれいになっておりましたので、農地部会では承認いたします。

議長 　　議案第57号及び議案第58号、議案第59号の地区担当委員は加藤博之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

加藤委員 　　今、農地部会長が説明のとおり、1番から4番の田と、5番から7番の畑につきまして現場を見ましたが、きれいに耕運され、よく管理されておりましたので、問題ないと思います。



以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑  
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

まず、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会  
長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙  
手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第57号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会  
長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙  
手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第59号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会  
長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙  
手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第59号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第60号、農用地利用集積計画について（令和3年末更新分）  
を議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号 [ ] 委員、 [ ] 委員、  
[ ] 委員、 [ ] 委員、並びに [ ] は当事者でござ  
います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がござ  
います。しばらくの間、退席をお願いいたします。

( [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、  
[ ] 委員、退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第60号、農用地利用集積計画について（令和3年末更新分）。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画（令和3年末更新分）について承認を求めます。

令和3年12月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

本件は、主に更新のため、別にお配りしたA3資料のご確認をお願いいたします。

令和3年12月に更新時期を迎えた農用地利用集積計画になります。

権利の種類としては、賃貸借、使用貸借になっております。

貸し借りの期間としては、主に令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間でございまして、一部、1年、2年や、あるいは5年といった案件がございます。

件数が多いので読み上げることはしませんので、お目通しをお願いいたします。

毎年この時期は農地の貸し借りの期間が到来したものにつきまして、継続更新の手続が必要となります。事務局から当事者へ継続の意思確認の連絡をしまして、今回、議案のとおり継続の申出がありました。

この農用地利用集積計画につきましては、借りる方の農家資格の承認をしていただくものでございますが、今回の借人は15名の方で、積極的に農業を営んでいらっしゃる方でございます。

資料下段のほうを見ていただきますと、右側に新規と書いてあるものがございます。これは今回の年末の更新とは別で、新しく申請があった貸し借りのものでございます。

ここに書いてあります■■■■さん、それから、■■■■さんにつきましては、既に借手として他の農地を借り受けて農業経営をされている方でございます。

また、■■■さんのその下の段の■■■■さんにつきましては、■■■■さんの義理の息子さんでございまして、現在、市内で約2,300平米の農地を耕作しておる方でございます。今回は、■■■さんが耕作する田の隣にある接道のない田を借り受けるものでございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が33人、借人が15人、筆数が68筆、合計面積が4万8,933㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第60号、農用地利用集積計画について（令和3年末更新分）について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

案件が多いので少し目を通してください。

よろしいですか。継続ですので、今まできれいにやっていただいていたと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第60号、農用地利用集積計画について（令和3年末更新分）を「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第60号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員の入室を許可します。事務局でご案内してください。

( [ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、入室)

議長 それでは、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員、[ ]委員にお伝えいたします。

ただいま、議案第60号、農用地利用集積計画について（令和3年末更新分）につきましては、全員の賛成で承認いたしましたので申し伝えます。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

鈴木委員 議案第60号の資料が今回送られてきませんでした。その理由をおしえてください。

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらの手续につきましては、貸している方、借りている方、それぞれにお手紙をお送りしまして、期限が近いのでどうするかを、貸している方、借りている方お話し合いの上、1月1日以降どうするか決めていただいて、それを文書で事務局のほうに送っていただくという処理をしております。

年末、大体11月下旬から12月上旬に案内を出して、中旬ぐらいまでにお返事をくださいということをやっているのですけれども、なかなかその辺の調整に時間がかかっている方ですとか、ただ単純に忘れている方とかがいます。意思の確認を取るのに毎年時間がかかっているのが現状でございます。

また、当然、期間中にお亡くなりになっている方もございますので、その辺も事務局でしっかり整理をしながら進めていくと、どうしてもぎりぎりに資料の作成になってしまうということで、議案の送付の中には間に合わないといったような形でござい

ます。

以上です。

議長 鈴木委員、よろしいですか。

その他ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局は何かございますか。

事務局 すみません。先ほどの■■■■さんの議案第57号、議案第58号、議案第59号の案内図に振っている番号に誤りがありましたので訂正をいたします。

資料の9ページなのですけれども、こちらに⑤、⑥と振ってある農地があるのですが、こちらが正確には、一覧表と照らし合わせると⑥、⑦でございます。

それから、10ページの⑦と書いてあるところが、⑤でございますので訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 その他、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、令和3年第12回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時08分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_